

# 附編 南海トラフ地震防災対策推進計画



第1章	総則	.....	附- 1
第2章	関係者との連携協力の確保	.....	附- 3
第3章	津波からの防護、円滑な避難の確保及び 迅速な救助に関する事項	.....	附- 5
第4章	時間差発生等における円滑な避難の確保等	.....	附-14
第5章	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	.....	附-22
第6章	防災訓練計画	.....	附-25
第7章	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	.....	附-27
第8章	津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項	.....	附-30



# 第1章 総則

第1編 総 則

第2編 災害予防計画

第3編 災害応急対策計画

第4編 災害復旧・復興計画

附編  
南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則

第2章 関係者との連携協力の確保

第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第4章 時間差発生等における円滑な避難の確保等

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第6章 防災訓練計画

第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第8章 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

## 第1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

## 第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

田辺市及び田辺市の区域を管轄し、又は区域内に所在する県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1編第6章「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に定めるところによる。

## 第2章 関係者との連携協力の確保

第1編 総則

第2編 災害予防計画

第3編 災害応急対策計画

第4編 災害復旧・復興計画

附編  
南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則

**第2章 関係者との連携協力の確保**

第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第4章 時間差発生等における円滑な避難の確保等

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第6章 防災訓練計画

第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第8章 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

## 第1 資機材、人員等の配備手配

### 1 物資等の調達手配

(1) 地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておくものとする。

非常食料、毛布、アルミロールマット、タオル、簡易トイレ（し尿処理セット、トイレ用パーソナルテント、トイレットペーパーを含む）、発電機及び投光器、マスク、ごみ袋、防水シート

(2) 市は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な次の物資等の供給の要請をすることができる。

食料、飲料水、紙おむつ、粉ミルク、生理用品、簡易トイレ、毛布、ブルーシート等

### 2 人員の配置

市は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請するものとする。

### 3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

(1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、田辺市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成するものとする。

(2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

## 第2 他機関に対する応援要請

市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに關し、締結している応援協定は「資料編7-15（P資7-27）」のとおりである。

市は、必要があるときは応援協定に従い、応援を要請するものとする。

## 第3 帰宅困難者への対応

市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒步帰宅の抑制対策を進めるものとする。

## 第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1編 総則

第2編 災害予防計画

第3編 災害応急対策計画

第4編 災害復旧・復興計画

附編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則

第2章 関係者との連携協力の確保

**第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項**

第4章 時間差発生等における円滑な避難の確保等

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第6章 防災訓練計画

第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第8章 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

## 第1 津波からの防護

- 1 市又は堤防、水門等の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。
- 2 市又は堤防、水門等の管理者は、次の計画に基づき、各種整備等を行うものとする。
  - (1) 堤防、水門等の点検方針・計画

地震発生時に迅速な対応ができるよう、定期的に施設の点検を実施するなど、施設管理の徹底を図るものとする。
  - (2) 堤防、水門等の整備

津波による被害を防止・軽減するため、水門及び閘門の自動化・遠隔操作化を推進するとともに、水門等の閉鎖に係る操作員の安全確保のための措置を講じるものとする。
  - (3) 水門等の管理体制・管理方法等の整備

水門及び閘門の閉鎖を迅速・確実に行うため、管理体制の強化を図るとともに、地震発生から水門等の閉鎖に至るまでの手順を確立し、災害時には速やかに閉鎖できるよう、防災訓練等を通じて確認作業を行うなど、管理体制の徹底を図る。
  - (4) 津波により孤立が懸念される地域へのヘリポート、ヘリコプター臨時発着場等の整備の方針及び計画

津波により孤立が懸念される地域については、あらかじめ臨時ヘリポートとなる場所を確保しておくものとする。
  - (5) 防災行政無線の整備等の方針及び計画

防災行政無線等、防災情報ネットワークの整備については、第2編第2章第2節「災害情報網整備計画」に定めるところによる。

## 第2 津波に関する情報の伝達等

- 津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、第3編第2章「情報応急活動」に定めるところによるほか、以下の事項にも留意する。
- (1) 津波に関する情報の地域住民等並びに防災関係機関に対する正確かつ広範な伝達
  - (2) 船舶に対する津波警報等の伝達
  - (3) 船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置
  - (4) 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握
  - (5) 通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性があること

### 第3 避難指示等の発令基準

地域住民に対する避難勧告又は指示の発令基準は、第3編第3章第5節「応急避難対策」に定めるところによる。

### 第4 避難対策等

- 1 地震発生時において津波による避難の勧告又は指示の対象となる地域は、レベル2の津波による浸水想定地域とし、その地域を含む大字を別表に示す。

なお、市は、レベル2の津波にも対応できる避難場所となる津波避難ビル等を適切に指定するほか、避難行動要支援者の避難支援のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物（耐震性が確保されているもの）を明示するものとする。

市は、地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合は、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組むものとする。

また、市は災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

#### ■別表（避難対象地区）

上屋敷一丁目、上屋敷二丁目、上屋敷三丁目、中屋敷町、下屋敷町、新屋敷町、南新町、北新町、栄町、今福町、福路町、本町、紺屋町、片町、湊、磯間、末広町、高雄一丁目、高雄二丁目、高雄三丁目、東陽、扇ヶ浜、目良、江川、古尾、天神崎、上の山一丁目、上の山二丁目、下万呂、秋津町、稻成町、あけばの、宝来町、東山一丁目、東山二丁目、文里一丁目、文里二丁目、神子浜一丁目、神子浜二丁目、芳養町、明洋一丁目、明洋二丁目、芳養松原一丁目、芳養松原二丁目、新庄町、中芳養

- 2 市は、1に掲げる地区ごとに、次の事項について関係地域住民等にあらかじめ十分周知を図るものとする。
- (1) 地域の範囲
  - (2) 想定される危険の範囲
  - (3) 避難場所（屋内、屋外の種別）
  - (4) 避難場所に至る経路
  - (5) 避難の勧告又は指示の伝達方法
  - (6) 避難所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等
  - (7) その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）

3 市が、避難所の開設時における応急危険度判定を行う体制、各避難所との連絡体制、避難者リストの作成等に関し、あらかじめ準備する事項は、次のとおりとする。

(1) 応急危険度判定士の養成に努めるとともに、人員が不足する場合の応援体制を整えておくものとする。

(2) 第2編第2章第2節「災害情報網整備計画」に基づき、防災情報ネットワークの整備を推進するとともに、防災行政無線のアンサーバック機能や衛星携帯電話等の活用により避難所と市災害対策本部（支部）との連絡手段の多重化を図るものとする。

(3) 別に作成する田辺市避難所運営マニュアルにより、あらかじめ避難者世帯台帳等の様式を定めておくものとする。

4 市は、避難所を開設した場合に、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣ができるよう、あらかじめ計画を作成しておくものとする。

5 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛防災組織は、避難の勧告又は指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び市災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

6 他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。

(1) 市は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有するものとする。

(2) 津波の発生のおそれにより、市長より避難の勧告又は指示が行われたときは、(1)に掲げる者の避難場所までの介護及び担送は、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体の合意によるルールを決め、計画を策定するものとし、市は自主防災組織に対して介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。

(3) 地震が発生した場合、市は、(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。

7 市は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について定めるとともに、消防団や自主防災組織等との連携により、日本語が不慣れな外国人や地理に不案内な観光客等の避難誘導を行うものとする。

## 8 避難所における救護上の留意事項

(1) 市が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は、次のとおりとする。

ア 収容施設への収容

イ 飲料水、主要食料及び毛布の供給

ウ その他必要な措置

(2) 市は、(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。

ア 流通在庫の引き渡し等の要請

イ 県に対する県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請

ウ その他必要な措置

9 市は、居住者等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

10 市は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示・勧告の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定するものとする。

## 第5 消防機関等の活動

1 市は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

(1) 津波警報等の情報の的確な収集・伝達

(2) 津波からの避難誘導

(3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援

(4) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

2 1に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、田辺市消防計画に定めるところによる。

3 水防管理団体等は、地震が発生した場合に、次のとおり措置をとるものとする。

(1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知

(2) 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置

(3) 水防資機材の点検、整備、配備

## 第6 水道、電気、ガス、通信、放送関係

### 1 水道

地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置は、次のとおりとする。

(1) 給配水施設の平常時からの巡回点検

(2) 配水管等の耐震化

(3) 管路のループ化・多重化等によるバックアップ機能の強化

(4) 必要な復旧用資材の備蓄

(5) 関係団体等との協力体制の整備

## 2 電気

(1) 電力事業者は、津波から円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等に必要な電源供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な措置に関する広報を実施するものとする。

(2) 指定公共機関関西電力株式会社田辺配電営業所が行う措置は、次のとおりとする。

ア 発送電設備の災害予防対策の実施

イ 主要送電系統の多重化の推進

ウ 無停電電源・予備電源設備の整備

エ 定期的な工作物の巡視・点検の実施

オ 防災訓練の実施

## 3 ガス

(1) ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

(2) 指定地方公共機関和歌山県LPGガス協会が行う措置は、次のとおりとする。

ア 被災施設の調査及び復旧

イ 災害時における早期の供給体制の確立

ウ 防災訓練の実施

## 4 通信

(1) 電気通信事業者は、津波警報等や避難指示等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するとともに、早期復旧のための体制確保等必要な措置を講じる。

(2) 指定公共機関西日本電信電話株式会社和歌山支店及び各携帯電話事業者等が行う措置は、次のとおりとする。

ア 電気通信設備等の防災計画の策定

イ 主要な伝送路の多重化の推進

ウ 非常用電源設備等の確保

エ 防災訓練の実施

## 5 放送

(1) 放送事業者は、津波警報等や避難指示等の情報、被害に関する情報、交通に関する情報、避難場所に関する情報、津波に関する情報等、市民の円滑な避難に必要な情報の的確な提供に努めるものとする。

(2) 指定公共機関日本放送協会和歌山放送局及び指定地方公共機関である各民間放送事業者が行う措置は、次のとおりとする。

- ア 放送設備等の防災計画の策定
- イ 非常用電源設備等の確保
- ウ 防災訓練の実施

## 第7 交通

### 1 道路

市、県警察及び道路管理者は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難経路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知するものとする。

### 2 海上

- (1) 田辺海上保安部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた海域監視体制の強化や船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を実施するものとする。
- (2) 港湾管理者は、津波襲来のおそれがある場合、港湾利用者を避難させるなど安全を確保するための対策をとるものとする。

### 3 鉄道

鉄道事業者は、津波の発生により危険度が高いと予想される区間における運行の停止及び旅客の避難誘導、その他必要な措置を講ずるものとする。

また、走行中の列車の乗客や駅等に滞在する者の避難誘導計画を定めるものとする。

## 第8 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

### 1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりとする。

#### (1) 各施設に共通する事項

- ア 津波警報等の入場者等への伝達
- イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 消防用設備の点検、整備
- カ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

- ア 診療所等にあっては、重症患者等移動することが困難な者の安全確保のための必要な措置
- イ 学校等にあっては、
  - (ア) 当該学校等が、本市の定める津波避難対象地域にあるときは、避難の安全に関する措置
  - (イ) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合は、これらの者に対する保護の措置
- ウ 社会福祉施設にあっては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置  
なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

**2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置**

- (1) 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。
  - ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
  - イ 無線通信機等通信手段の確保
  - ウ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- (2) この推進計画に定める避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は1の(1)又は1の(2)に掲げる措置をとるとともに、市が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

**3 工事中の建築等に対する措置**

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとする。

**第9 迅速な救助**

**1 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制**

市は、消防庁舎等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努めるものとする。

整備計画の詳細は、田辺市消防計画に定める。

**2 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備**

市は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとし、その方策は、次のとおりとする。

- (1) 活動の拠点となる場所の確保

- (2) 地理情報の提供
- (3) 車両等の燃料の提供
- (4) 市との通信手段の確保

### 3 実動部隊の救助活動における連携の推進

市は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び港湾等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進を図るものとする。

### 4 消防団の充実

市は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図るものとする。

消防団の充実に関する計画は、田辺市消防計画に定める。

## 第4章 時間差発生等における円滑な避難の確保等

第1編 総則

第2編 災害予防計画

第3編 災害応急対策計画

第4編 災害復旧・復興計画

附編  
南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則

第2章 関係者との連携協力の確保

第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

**第4章 時間差発生等における円滑な避難の確保等**

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第6章 防災訓練計画

第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第8章 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

○**南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置**

**第1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等**

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、第3編第2章「情報応急活動」に定めるところによる。

○**南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置**

**第1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等**

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、第3編第2章「情報応急活動」に定めるところによる。

また、災害対策本部の設置運営方法その他の事項については、第3編第1章「防災組織計画」に定めるところによる。

**第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知**

- 1 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、第3編第2章「情報応急活動」に定めるところによる。
- 2 市は、地域住民等からの問い合わせに対応するため、関係機関と連携し、必要に応じて特設相談窓口を開設するものとする。

**第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等**

市の災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための体制等は、第3編第2章「情報応急活動」に定めるところによる。

## 第4 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM 8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM 6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。

また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

## 第5 避難対策等

### 1 住民等の避難行動等

(1) 国からの指示が発せられた場合において、地域住民等が後発地震の発生からの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域として、市があらかじめ定めた地域（以下「事前避難対象地域」という。）並びに事前避難対象地域のうち全ての地域住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域として、市があらかじめ定めた地域（以下「住民事前避難対象地域」という。）及び事前避難対象地域のうち要配慮者等に限り後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域（以下「高齢者等事前避難対象地域」という。）は、次の別表のとおりとする。

#### ■別表 事前避難対象地域及び高齢者等事前避難対象地域

上屋敷一丁目、上屋敷二丁目、上屋敷三丁目、中屋敷町、下屋敷町、新屋敷町、南新町、北新町、栄町、今福町、福路町、本町、紺屋町、片町、湊、磯間、末広町、高雄一丁目、高雄二丁目、高雄三丁目、東陽、扇ヶ浜、目良、江川、古尾、天神崎、上の山一丁目、上の山二丁目、下万呂、秋津町、稻成町、あけぼの、宝来町、東山一丁目、東山二丁目、文里一丁目、文里二丁目、神子浜一丁目、神子浜二丁目、芳養町、明洋一丁目、明洋二丁目、芳養松原一丁目、芳養松原二丁目、新庄町、中芳養

#### ■別表 住民事前避難対象地域

本町、紺屋町、片町、高雄一丁目、目良、江川、文里一丁目

(2) 後発地震に備えて一定期間避難生活をする避難所、一時的な避難実施に係る対策については、第2編第2章第3節「避難体制整備計画」及び第3編第3章第5節「応急避難対策」に定めるところによる。

(3) 国からの指示が発せられた場合において、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の住民等は、大津波警報又は津波警報から津波注意報へ切り替わった後、市の避難情報等に従い、避難場所等から知人宅や指定された指定避難所へ避難するものとする。

- (4) 市は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知するものとする。
- (5) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の住民等（要配慮者等除く）及び住民事前避難対象地域外の住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認するなどの防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

## 第6 消防機関等の活動

- 1 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。
  - (1) 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
  - (2) 事前避難対象地域における住民等の避難誘導、避難路の確保
- 2 水防管理団体等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、必要な措置をとるものとする。
  - (1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
  - (2) 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
  - (3) 水防資機材の点検、整備、配備

## 第7 警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、対策をとるものとする。

- (1) 正確な情報の収集・伝達
- (2) 不法事案等の予防及び取締り
- (3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

## 第8 水道、電気、ガス、通信、放送関係

- 1 水道

市は、附編第3章第6に定める措置をとるための体制を確保するよう努めるものとする。

## 2 電気

- (1) 電力事業者は、必要な電力を供給する体制を確保するよう努めるものとする。
- (2) 指定公共機関関西電力株式会社田辺配電営業所は、附編第3章第6に定める措置をとるための体制を確保するよう努めるものとする。

## 3 ガス

- (1) ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保するよう努めるものとする。
- (2) 指定地方公共機関和歌山県LPGガス協会は、附編第3章第6に定める措置をとるための体制を確保するよう努めるものとする。
- (3) ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるよう努めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとし、その実施体制を定めるよう努めるものとする。

## 4 通信

指定公共機関日本電信電話株式会社和歌山支店及び各携帯電話事業者等は、附編第3章第6に定める措置をとるための体制を確保するよう努めるものとする。

## 5 放送

指定公共機関日本放送協会和歌山放送局及び指定地方公共機関である各民間放送事業者は、附編第3章第6に定める措置をとるための体制を確保するよう努めるものとする。

# 第9 交通

## 1 道路

- (1) 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するよう努めるものとする。
- (2) 市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するよう努めるものとする。

## 2 海上

田辺海上保安部及び港湾管理者は、津波に対する安全性に留意し、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策及び在港船舶の避難対策等を講じるよう努めるものと

する。

### 3 鉄道

- (1) 鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対策を講じるものとし、津波により浸水するおそれのある地域については、津波への対応に必要な体制をとるよう努めるものとする。
- (2) 鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供を行うよう努めるものとする。

## 第10 市が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

### 1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、学校等の管理上の措置及び体制は、おおむね次のとおりとする。

#### (1) 各施設に共通する事項

- ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達
- イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 消防用設備の点検、整備
- カ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- キ 各施設における緊急点検、巡視

なお、具体的な実施体制は、施設ごとに別に定めるものとする。

#### (2) 個別事項

- ア 学校等にあっては、次に掲げる事項
  - (ア) 児童生徒等に対する保護の方法
  - (イ) 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
- イ 社会福祉施設にあっては、次に掲げる事項
  - (ア) 入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法
  - (イ) 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

なお、具体的な措置内容は、施設ごとに別に定めるものとする。

## 2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。
- ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
  - イ 無線通信機等通信手段の確保
  - ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

## 3 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設については、安全確保上実施すべき措置を講じるものとする。

## ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

### 第1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、市の災害に関する会議等の設置等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、第3編第2章「情報応急活動」に定めるところによる。

また、災害対策に関する会議の設置運営方法その他の事項については、第3編第1章「防災組織計画」に定めるところによる。

### 第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、第3編第2章「情報応急活動」に定めるところによる。

### 第3 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以

上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

#### 第4 市のとるべき措置

- 1 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認するなどの防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。
- 2 市は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

## 第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第1編 総則

第2編 災害予防計画

第3編 災害応急対策計画

第4編 災害復旧・復興計画

附編  
南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則

第2章 関係者との連携協力の確保

第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第4章 時間差発生等における円滑な避難の確保等

**第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画**

第6章 防災訓練計画

第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第8章 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

## 1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化

市は、田辺市耐震改修促進計画に基づき、令和2年度までに、一般住宅の耐震化率80%以上、未耐震の特定建築物の半減、市有建築物の耐震化率93%以上を目標として、木造住宅耐震改修事業補助金交付事業や市有施設の耐震化事業等を推進するものとする。

また、市本庁舎及び市民総合センターについては、津波浸水想定区域外の高台に移転整備を行う。さらに、地震による火災の延焼を防止するため、一般建築物の不燃化を促進するものとする。

## 2 避難場所の整備

市は、県が公表した南海トラフ巨大地震に係る津波避難困難地域の解消を図るため、県及び対象地区自治会等との協力のもと、令和6年度を目標として、必要となる新たな一時避難場所の整備を推進するものとする。

また、一時避難場所の充実を図るため、市街地を中心として、新たな津波避難ビルの指定を推進するものとする。

## 3 避難経路の整備

市及び自主防災組織、自治会等は、互いに協力しながら、津波避難路の適正な維持管理に努めるとともに、必要に応じ新たな避難路の整備を推進するものとする。

また、市は、避難経路を確保するため、市道の整備を計画的に推進するものとする。

## 4 土砂災害防止施設

国、県及び市は、地震による土砂災害の発生を防止するため、急傾斜地崩壊対策や地すべり対策、治山対策などの事業を計画的に推進するものとする。

## 5 津波防護施設

国、県及び市は、管理する海岸及び河川において、津波の被害を最小限に抑えるため、堤防や護岸等の整備を計画的に推進するものとする。

特に、東海・東南海・南海3連動地震に係る津波被害を軽減するとともに、県が公表した南海トラフ巨大地震に係る津波避難困難地域の解消を図るため、令和6年度を目標として、田辺漁港及び文里港において堤防の強化対策を実施するものとする。

また、地震発生時の樋門等の操作による人的被害を防止するため、樋門等の自動化を推進するものとする。

## 6 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

市は、田辺市消防計画に基づき、常備消防及び消防団施設を計画的に整備するものとする。

特に、消防本部庁舎については、平成27年度に高台への新築移転に併せ、自家発電設備及び自家給油設備等を整備するとともに、消防救急無線のデジタル化にも対応するよう整備を図るものとする。

**7 市及び道路管理者は、地震発生時の物資輸送及び避難路として重要な役割を果たす主要幹線道路等を計画的に整備、改良していくものとする。**

また、海上輸送に対応するため、県及び市は管理する港湾、漁港の耐震化を進めるとともに、主要幹線道路へのアクセス道路の整備、改良を推進するものとする。

## **8 通信施設の整備**

市は、地震発生時の的確な情報伝達に資するため、防災行政無線設備の適正な維持管理に努めるとともに、音達範囲の改善を図るため、常に屋外子局の改良、改善を図るものとする。

## 第6章 防災訓練計画

第1編 総則

第2編 災害予防計画

第3編 災害応急対策計画

第4編 災害復旧・復興計画

附編  
南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則

第2章 関係者との連携協力の確保

第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第4章 時間差発生等における円滑な避難の確保等

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

**第6章 防災訓練計画**

第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第8章 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

- 1 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- 2 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。
- 3 1の防災訓練は、地震発生から津波襲来までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。
- 4 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し必要に応じて助言と指導を求めるものとする。
- 5 市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。
  - (1) 要員収集訓練及び本部運営訓練
  - (2) 避難行動要支援者等に対する避難誘導訓練
  - (3) 津波警報等の情報収集、伝達訓練
  - (4) 災害の発生の状況、避難勧告・指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

## 第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第1編 総則

第2編 災害予防計画

第3編 災害応急対策計画

第4編 災害復旧・復興計画

附編  
南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則

第2章 関係者との連携協力の確保

第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第4章 時間差発生等における円滑な避難の確保等

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第6章 防災訓練計画

**第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画**

第8章 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

市は、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

## 1 市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を各部、各課、各機関ごとに行うものとする。

なお、防災教育の内容は次のとおりとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震・津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

## 2 地域住民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、津波からの避難に関する意識の啓発など、地域住民等に対する教育を実施するものとする。

防災教育の内容は、次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な教育を行うものとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震・津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発

生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識

- (5) 正確な情報入手の方法
- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (9) 避難生活に関する知識
- (10) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (11) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

### 3 相談窓口の設置

県及び市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

## 第8章 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

第1編 総則

第2編 災害予防計画

第3編 災害応急対策計画

第4編 災害復旧・復興計画

附編  
南海トラフ地震防災対策緊急事業計画

第1章 総則

第2章 関係者との連携協力の確保

第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第4章 時間差発生等における円滑な避難の確保等

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第6章 防災訓練計画

第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第8章 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

## 1 津波避難対策の推進に関する基本的な方針

市は南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定されていることから、市長は、法に基づく津波避難対策緊急事業計画を策定するものとする。

また、津波避難対策としては高台等への避難を基本とし、避難場所や避難路の整備を推進するとともに、津波の到達までに高台等の一時避難場所に避難できない地域については、津波避難施設の整備や津波避難ビルの指定等により避難場所を確保するものとする。

## 2 津波避難対策の目標及び達成期間

津波避難の対象地域ごとに実施すべき事業の種類について、その目標と達成期間は次のとおり

津波避難対策緊急事業を行う区域	津波から避難するために必要な 緊急に実施すべき事業の種類	目標	達成期間
和歌山県が示す津波避難困難地域 (芳養、江川、会津川左岸、文里 地区)	津波避難施設の整備	4ヶ所程度	令和3年度